畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業実施要領

令和3年6月11日 鶏卵輸出3発第16号

第1 趣旨

日本畜産物輸出促進協議会鶏卵輸出部会(以下「鶏卵輸出部会」という。)は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要綱」(令和3年1月28日付け2生産第1717号。以下「実施要綱」という。)、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱」(令和3年1月28日付け2生産第1717号。以下「交付要綱」という。)及び「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領」(令和3年1月28日付け2生畜第1817号。以下「実施要領」という。)に基づき、国の補助を受け、畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第2 事業の概要

本取組においては、輸出先国・地域やマーケットの求める日本鶏卵を供給するため、 流通方法や品質の保持等に係る調査・試験・実証を行う。

第3 取組主体の要件

本事業の取組主体は、鶏卵の生産者等、鶏卵処理施設、輸出事業者の3者が連携して輸出促進を図る畜産物輸出コンソーシアム(畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間における、畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者も含む。以下「コンソーシアム」という。)であること。

第4 事業の内容

取組主体は、輸出先国・地域やマーケットの求める日本鶏卵を供給するための流通方法や品質の保持等に係る調査・試験・実証に必要な以下に掲げる取組の全部又は一部を自ら実施することができるとともに、鶏卵輸出部会は取組主体が行う際に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 推進会議・検討会等の開催
- 2 輸出先国・地域やマーケットの求める日本鶏卵を供給するために必要な流通方法や品 質保持等に係る調査・試験・実証
- 3 調査・試験・実証に係る報告書の作成

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

鶏卵輸出部会は、予算の範囲内において、別表1に掲げる補助対象経費及び補助率により第4の事業の実施に要する経費につき補助するものとする。

- 2 留意事項
- (1) 補助対象経費は、第4の事業を実施するために直接必要な経費であって、第4の事

業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。

- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。
- (3) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第7の2に定める応募書の実証事業計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。
 - ①委託先が決定している場合には、委託先
 - ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和4年2月28日までとする。

第7 事業の公募

- 1 鶏卵輸出部会は、第4の事業の実施にあたり、外部有識者等で構成する公募選定委員会を設置し、取組主体を公募により採択するものとする。
- 2 応募者は、別記様式第1号を用いて応募書を作成し、鶏卵輸出部会部会長が別に定め る期日までに鶏卵輸出部会部会長に提出するものとする。
- 3 公募選定委員会は、本事業への応募者(以下「応募者」という。)が第3の要件に合 致するか、提出された応募書が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、 鶏卵輸出部会は、取組主体を公募するごとに公募選定委員会を開催し、審査を行うもの とする。
- 4 取組主体の選定に当たっては、(1)、(2)の順に優先して採択する。
- (1) シンガポール・米国への輸出に係る調査・試験・実証を行うコンソーシアム
- (2)輸出が解禁となっている等、実際に鶏卵の輸出が可能である国・地域への輸出に係 る試験・実証を行うコンソーシアム
- 5 鶏卵輸出部会は、公募選定審査委員会の審査結果を応募者に対し通知するものとする。

第8 成果目標及び目標年度

- 1 取組主体は、第7の2の応募書の実証事業計画において、本事業の成果目標を定める ものとし、本成果目標は、第4の事業内容に沿った調査試験や実証等を完了し、鶏卵輸 出部会は、これらにより分析・検証された事項の普及を行うこととする。
- 2 目標年度は、事業完了年度の翌年度とする。

第9 補助金交付等の手続き

- 1 申請手続き
- (1)公募選定委員会による審査結果において承認との結果通知を受けた取組主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第2号により作成し、鶏卵輸出部会部会長が定める日までに鶏卵輸出部会部会長に正副2部を提出するものとする。
- (2) 取組主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る 消費税等相当額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のう ち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控 除することができる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に 規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以

下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない取組主体については、この限りではない。

2 交付決定の通知

鶏卵輸出部会は、1の規程による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、取組主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

3 申請の取り下げ

取組主体は、申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を鶏卵輸出部会部会長に提出しなければならない。

4 交付決定の変更

取組主体は、2の通知があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別記様式3号の交付変更承認申請正副2部を鶏卵輸出部会部会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 取組主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4)補助金の増又は30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

第10 事業の着手

- 1 本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。 ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があるため、補助 金の交付決定前に本事業に着手する場合には、取組主体は、あらかじめ、鶏卵輸出部会 の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第 4号により作成し、鶏卵輸出部会部会長に提出するものとする。
- 2 1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、取組主体は、 本事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、 着手するものとする。

この場合において、取組主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。

3 鶏卵輸出部会は、1のただし書による本事業の着手については、取組主体に対し事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第11 概算払請求書

取組主体は、補助金の全部または一部について概算払いを受けようとする場合は、別記様式5号の概算払い請求書正副2部を鶏卵輸出部会部会長に提出するものとする。

第12 実績報告

- 1 本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和4年3月20日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書正副2部を鶏卵輸出部会部会長に 提出しなければならない。
- 2 第9の1の(2)のただし書により交付申請をした取組主体は、前項の実績報告を 提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった 場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9の1の(2)のただし書により補助金の交付申請をした取組主体は、1の規程により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した取組主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号の消費税等相当額報告書により速やかに鶏卵輸出部会部会長に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は 翌年5月末までに、同様式により鶏卵輸出部会部会長に報告しなければならない。

第13 補助金の額の確定

- 1 鶏卵輸出部会は、第12の1の規程による報告を受けた場合には、報告書等の書類の 審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決 定内の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定 し、取組主体に通知する。
- 2 協会は、取組み主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額 を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるもの とする。
- 3 前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、 当該期間内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ て金利 10.95 パーセントの割合で罫線した延滞金を徴するものとする。

第14 交付決定の取消等

- 1 鶏卵輸出部会は、第9の4の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合 及び次に掲げる場合には、第9の2規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を 取り消し又は変更することができる。
- (1) 取組主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若し くは指示に違反した場合
- (2) 取組主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 取組主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4)補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続 する必要がなくなった場合
- 2 鶏卵輸出部会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 鶏卵輸出部会は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの

期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 13の3の規定を準用する。

第15事業の評価

- 1 取組主体は別記様式第8号により、第8の2で定める目標年度の翌年度の8月末までに鶏卵輸出部会に報告するものとする。
- 2 第 16 の指導は、取組主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、実 証事業計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、取 組主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、 改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 鶏卵輸出部会は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について取組 主体等に報告を求めることができるものとする。

第16 調査、報告及び指導

鶏卵輸出部会は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、取組主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第17 事業遅延の届出

取組主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を鶏卵輸出部会部会長に提出し、その指示を受けなければならない。

第18 補助金の経理

- 1 取組主体は、補助金についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 取組主体は、前項の収入及び支出についてその証拠書類又は証拠物を整備し、前項の 帳簿とともに、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなら ない。

第19 情報の取扱い

公募選定委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た取組主体の衛生状況等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第20 不正行為等に対する措置

鶏卵輸出部会は、取組主体の代表者、役職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、取組主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第21 その他

鶏卵輸出部会長部会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則(令和3年6月21日付け3生畜第342号農林水産省生産局長承認) この要領は、農林水産省生産局長の承認があった日(令和3年6月21日)から施行する。

別表1 (第5の1関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
鶏卵の流通や品質保持等に係る	鶏卵の流通や品質保持等	定額
調査・試験・実証等の実施	に係る調査・試験・実証	
①推進会議・検討会等の開催	のために行う左記①から	
	③までの事業の実施又は	
②輸出先国・地域やマーケットの	当該事業に必要な経費を	
求める日本産畜産物を供給する	補助するために要する経	
ために必要な流通方法や品質保	費であり、別表2に該当	
持等に係る調査・試験・実証	するもの	
③調査・試験・実証に係る報告書の作成		

注:補助対象の整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに特別会計等の 区分整理を行うものとする。

別表2 (第5の1関係)

費目	内容	注意点
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に従うこと。 ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費	・単価については、取組主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・鶏卵輸出部会の代表者及び鶏卵輸出部会の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務(資料整理・収集、調査の補助等)を目的として、取組主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)	・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。

旅費	本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費、諸雑費(事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む。)	・単価については、取組主体の旅費支払 規則や国・都道府県・市町村の規程による など、業務の内容に応じた常識の範囲を 超えない妥当な根拠に基づき設定するこ と。 ・旅費単価の設定根拠となる資料を添付す ること。 ・出張に当たっての支度金、往復路におけ る本事業と関係のない国・地域への立ち寄 り及び滞在(合理的な旅程によるトランジ ットを除く。)に要する費用は対象としな い。
需用費	本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実演・サンプル等用原材料費(包装資材、食材費を含む。)、サンプル検査費、資材費、輸送費・通関費、ウェブサイト構築費、車両借上費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費	・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。
役務費	本事業を実施するために直接必要 かつ、それだけでは本事業の成果 と成り立たない分析、試験、加工 等を専ら行う経費	
賃借料及 び使用料	本事業を実施するために必要な場 所及び会場、設備の賃借料や物 品・備品等の使用料	・取組主体が所有するものを使用する場合を除く。
委託費	本事業の実施に当たり特殊な知識 等を必要とする場合、やむを得ず その事業を遂行する能力を有する 第三者に事業の一部を委託するた めの経費	

その他

輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要な経費

注:次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費 (雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当)
- (2) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に 含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の 規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税 法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計 に補助率を乗じて得た金額)
- (4) 飲食費(会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓子代を含む)
- (5) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (6) 宿泊施設(ホテル)の付加サービス利用(ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等)に要する経費
- (7) その他、事業を実施する上で必要とは認められない経費及び事業の実施に要したことを証明できない経費